

# 令和5年第7回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年7月6日(木) 13時30分から14時01分

2. 開催場所 香美市中央公民館2階会議室

3. 出席委員 (19名)

会長	19番	原	心一				
会長職務代理	2番	山崎	彰	3番	小松	和啓	
委員	1番	山内	茂	4番	藤原	新市	5番 堤 昭雄
	6番	竹村	純吉	7番	三谷	富重	8番 西村 広幸
	9番	三木	克司	10番	岡本	博臣	11番 竹平 豊久
	12番	西岡	久	13番	森田	良彦	14番 上島 陽子
	15番	五百歳	純太	16番	門脇	義人	17番 岡田 修一
	18番	宗石	大輔				

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	非農地証明願いについて
第3号	使用貸借返還通知報告について
第4号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
第5号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
第6号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第7号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	和田	雅充
事務局次長	岡村	昭彦
事務局主幹	高月	陽生

7. 会議の概要

事務局	開会(13時30分) はい、それでは定刻になりましたので、ただ今から始めたいと思います。まずは資料の確認をお願いしたいと思います。まず議案書、それと次が農地法第3条調査書、縦の分ですね。それと写真資料、それと利用権設定等申出書、それと農地利用の最適化推進意見交換会それと写真資料になってます。以上6つになってますのでよろしくお願ひします それでは、ただ今から令和5年第7回の農業委員会総会を開催いたします。 香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっておりますので、議長を会長にお願いいたします。
議長	はい、皆さんこんにちは。天気が良くなりますと非常に暑いというふうな真夏らしき天気になってきました。まだ梅雨があけておりませんが、こう

した暑い天気が続くようになってくると思います。皆さん方も熱中症とか、いろいろなことに注意をしながらですね、農作業に励んでいただくようお願いをしたいと思います。

ちょっと報告ですが、委員をされております、堤昭雄君のお父さんが過日亡くなりました。ご冥福をお祈りし、家族の皆様方にお見舞いを申し上げますと思いますのでどうぞよろしくお願ひします。

それではですね、本日の会に入っていきますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

今日は委員ではですね、欠席届けが出ておりません。そして議事録署名人につきまして指名をさせていただきますが、五百蔵委員、そして門脇委員にお願ひをしますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

議案訂正ありませんかね。はい、議案の訂正ありませんので、早速ですが、議題に入っていきますのでよろしくお願ひをします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、説明をお願いします。

## 事 務 局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町松本字天神ケ岡43番、地目は田、面積は184㎡、外1筆、計2筆で合計面積1,244㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は242,608.01㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は1で10a当たり3,200,000円で総額3,980,800円です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町松本字西川田30番1、地目は田、面積は659㎡、外4筆、計5筆で合計面積2,672㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は242,608.01㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は2で10a当たり4,693,787円で総額12,541,800円です。

1番と2番については金額この通りということで一応お伝えしておきます。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町松本字蓮ヶ坪8番1、地目は田、面積は1,131㎡、外4筆、計5筆で合計面積3,918㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は237㎡、譲渡理由は債権者弁済のため、譲受理由は経営規模拡大、資料は3で10a当たり306,278円で総額1,200,000円です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町逆川字土居173番1、地目は田、面積は366㎡、外4筆、計5筆で合計面積1,480㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は8,853.27㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は4で10a当たり675,675円で総額1,000,000円です。

5番、権利の種類は所有権移転贈与、議案書の方は金額が無いので書いてませんが、贈与ということです。申請地は土佐山田町字松原2345番4、地目は畑、面積は101㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由は経営縮小（高齢化）、譲受理由は隣接地の取得、資料は5です。

6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町小川字ドラノ本166番、地目は畑、面積は356㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由は高齢化に伴う経営規模縮小、譲受理由は香美市空き家バンク登録、資料は6で10a当たり140,450円で総額50,000円です。

7番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町村ノ木字宮ノ谷440番口、地目は田、面積は89㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は6,525㎡、譲渡理由は当該農地を50年以上譲受人が耕作しており、この度譲り渡すこととした、譲受理由は当該農地を50年以上耕作しており、この度譲り受けることとなった、資料は7で10a当たり12円で総額1円です。

8番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町清爪字柳ノ本2150番、

わってますけど、この前このカーブミラーが中からの庭木で見えんって言うて何とかしてくれえって言うたらすぐ次の日には剪定してくれましたけどね、まあ大丈夫だと思いますけど。まあちよっと注意してみたいかなというような気しております。はい。

議 長 はい、岡田委員。

委員 (17 番) ■■■■が買うところは行政書士がうちへ来た時に何を作るろうか聞いた時に生姜は多分無理やないろうかと結構みんなが言いますので。ほんでにんにくを作ろうかっていう話になっちゅうとは言いよったけど、行政書士言うことには将来的には駐車場にしたい意向があるらしいですということです。

議 長 他にありませんかね。

今回に限ってじゃないかもわからんけれども、極端に単価差があるわけですね。相場程度と聞かれた時に相場をどこにするぜっていうことで、また皆さん方も困るかもわかりません。ただあまりにもかけ離れてですね、個人が買う単価という、なかなかこういう単価出てきませんが、やっぱり生姜の西日本でもトップクラス、■■■■、■■■■、■■■■さんが買うとなるとですね、こんな金額になってくるのかなあとというふうな思いもします。まあ何を作るのかといわれると個人でありませんのでなかなかこれといったことも決めにいくかもわからんけれども、■■■■さん、比較的きれいに管理をしてですね、生姜もいい生姜を作りますし、稲も自分ところで機械も全て持っておってですね、耕作してますので、問題は無いかと思いますが、その後の■■■■の■■■■さんが売った土地についてもですね、社長が元気な時にこんな土地をいくつか買ってですね、自分で土地を均らして、土を入れて土地を均らして、1筆になっちゅうか2筆になっちゅうか知りませんけど、自分がやる気で稲を作りました。そんなこともあってですね、こういう結果になってますが、競売になって、売らなあいかなったらこんな単価しかならんかなあとという思いです。皆さん方他に何かご質問ありませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですが、質問が無ければ採決に入っていきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——— 異 議 な し ———

議 長 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町根須字東屋敷217番、外1筆地目は田、面積は778㎡、計2筆で合計面積1,593㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は宗教施設、転用事由は「平成29年10月の台風21号により、天理教華生分教会の神殿及び教職舎は多大な被害を受け、築120年に余る建物であるため、修復が困難となり移転地を求めていたところ、

当該地の所有者は、蕪生分教会に所属する信者であり、当該地を寄付したい旨の話となり、北側に隣接する 218 番 1 との、売買契約が成立しましたので、2 筆を合わせて造成すれば境内地として最適と存じ、申請地を選びました。」ということです。資料は 1 3、農地区分はその他第 2 種農地、調査員は宗石委員です。以上です

議 長 はい、すいません、宗石委員、補足説明をお願いします。

委員 (18 番) はい、資料の 1 3-1 をご覧下さい。位置は根須の 1 9 5 号線というのは国道で、国道の南、数十メートル行ったところで、この農地の周りの後ろかな、後ろの家かな、この人が信者ということで、農地を寄付したいということで、こことその隣の土地を買ったということでここへ建てるということで、周りの農地の所有者には同意を得ているということですから、問題は無いと思います。以上です。

議 長 はい、補足説明、有難うございました。それでは議案第 2 号につきまして皆さん方より、ご質問、ご意見をいただきたいと思いますが、何かありませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無ければ、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——— 異 議 な し ———

議 長 はい、それでは議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして、議案第 3 号非農地証明願いについて説明をお願いします。

事 務 局 議案第 3 号 非農地証明願いについて説明致します。

1 番、申請地は土佐山田町字古町 1 6 5 8 番 4、地目は畑、面積は 2 0 8 ㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「当該申請地は、添付のデジタル地番図によれば 3 棟の建物の敷地となっており、令和 5 年度の香美市固定資産税課税明細書でも宅地として課税され、現在に至っている。」ということですが、原会長の地元ということもありましてちょっと補足の説明をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 はい、それではすいません、私が現地調査してますので、少し備考に書いてあることと、まあ若干補足をしながらですね、説明したいと思いますが。実は私の家から東へどれくらいかな、3 0 0 m くらいかな、そこのところで昔お父さん、鍛冶屋さんをしてみました。ここで、年月日については月日まではわかりませんが、私が中学校の頃、繁藤に穴内ダムができるっていうのが昭和 3 6 年に着工しておりまして 3 8 年に完成をしております。その時の支障があって家の立ち退きをせなあかんというふうなことがあってですね、現在のところに来ておったわけですが、それからこの申請者の [ ] 君は警察官をしております、もう定年退職で警察官やめてますが、住所 [ ] になってます。そこからですね、山田に帰る予定はないということで、お父さんはいぶん前に鍛冶屋さんをしてみましたけれども、亡くなりました。お母さんも最近までお父さんが連れてです

ね、どこか施設か病院かへ入っちゃったと思うんですけども、それも亡くなつてます。空き家になってですね、処分せなあいかんということで多分、何か処分するのか売られるのか何か知りませんけれども、そういうことで、今は空き家になってますが、それで非農地証明願いが出てきてますので、私の方ですね、了解をして、非農地証明願いに署名、捺印をさせていただいたという過程がありますのでご報告をしておきます。以上です。

この議案第3号の非農地証明願いについて皆さん方からご意見なり、また質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

———質疑なし———

議 長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

———異議なし———

議 長 はい、それではすいません、議案第3号非農地証明願いについて、原案通り賛成される方の挙手をお願いします。

———全員挙手———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして議案第4号 農地法第18条第6項の解約通知報告について説明をお願いします。

事 務 局 報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。  
1番、申請地は土佐山田町中野字義丁605番1、地目は田、面積は1,221㎡、外3筆、計4筆で合計面積、5,551㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、申込日、成立日、引渡日共に令和5年5月15日、解約理由は本人耕作のためです。以上です。

議 長 はい、議案第4号について説明がありましたが、この件につきまして皆さん方からご意見やら、またご質問があれば受けたいと思いますが、格段ありませんかね。

ええとこれ、数か月前か、1年も経たん前に確か解約がなくてですね、この[ ]、[ ]ここが借りるということで前に出ちゃあせんかったかね、1回、そういう申請が。利用権、それを止めるの。妙に意味がわからんけど。利用権設定が出ちゃって、まあ会社が解散するとかいうことであればまた本人に戻ってくるということもわからんでもないけど。何か分からんところもあるけど、皆さん方納得していただけますかね。すいません。この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。

続きまして議案第5号農地法第4条の規定による届出についての報告ですが、この説明をお願いします。

事 務 局 報告第5号 農地法第4条届出報告について説明致します。  
1番、申請地は土佐山田町宝町1丁目215番1、地目は畑、面積は97㎡、申請者は 議案書のとおり、転用目的は駐車場、資料は15で、調査員は事務局高月です。

なお、農地法の手続きをせずに、駐車場として利用していることについては、始末書が提出されています。

2番、申請地は土佐山田町楠目字大河内946番1、地目は畑、面積は479㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は貸家の敷地、資料は16で、調査員は

事務局高月です。

なお、農地法の手続きをせずに、宅地として利用していることについては、始末書が提出されています。以上です。

議 長 議案第5号の農地法第4条の届出報告についてですが、これにつきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか。

ここは市外化区域内の農地が残ってあったところをですね、農地から宅地に変更せずに駐車場であったり、家が建っておるといふふうなことでですけども、まあ格段問題は無いかと思しますので、ご意見があればお聞きをしたいですが、格段ありませんかね。

——質疑なし——

議 長 格段無いようですので、この件につきまして議案第5号も報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第6号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、お願いします。

事 務 局 議案第6号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

1番は再設定で、土佐山田町山田島の農地、1,783㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、青ネギを栽培します。賃貸借権で期間は10年です。

2番も再設定で、土佐山田町山田島の農地、3,025㎡を1番と同じ■■■さんが借り受け、青ネギを栽培します。賃貸借権で期間は10年です。

3番は新規設定で、土佐山田町下ノ村、町田の農地3筆、合計5,617㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、水稻、やっこねぎを栽培します。2筆は使用貸借権で期間は5年、残り1筆は賃貸借権で期間は15年です。

4番も新規設定で、香北町猪野々の農地、2,007㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、柚子を栽培します。賃貸借権で期間は10年です。

5番も新規設定で、香北町口ノ御子の農地、565㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、水稻を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。以上です。

議 長 議案第6号香美市農用地利用集積計画について説明がありました。皆さん方よりご質問があれば受けたいと思いますが、格段何かありませんかね。

——質疑なし——

議 長 格段無いようですので、議案第6号香美市農用地利用集積計画について賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして議案第7号その他の件ということになってますが、何かありますか事務局の方。

事務局の方では格段無いようですが、また皆さん方から何かご質問なり、ご意見があれば承りたいと思いますが、ありませんかね。

それではですね、議題については、今日の議題については全部ですので、あと最適化の推進委員との意見交換会に入りたいと思いますが、少しの間休憩します。時間もあんまり経ってませんが、時間ゆっくりありますので、少し休憩をして皆さん方雑談などしていただいてですね、また皆さん方がお揃いになったところでまた始めたいと思いますのでよろしくをお願いします。

地目は田、面積は1,202㎡、外1筆、計2筆で合計面積2,155㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は548㎡、譲渡理由は経営縮小(高齢化・労力不足)、譲受理由は経営規模拡大、資料は8で10a当たり278,422円で総額600,000円です。

9番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町太郎丸字宮ノ西371番、地目は畑、面積は33㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は25,197.49㎡、譲渡理由は経営縮小(高齢化)、譲受理由は隣接地の取得、資料は9で10a当たり3,030,304円で総額100,000円です。

10番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町韭生野字東ヲソバ604番、地目は田、面積は76㎡、外2筆、計3筆で合計面積607㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は2,694.68㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、資料は10で10a当たり494,234円で総額300,000円です。

11番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町韭生野字梅ノ木946番、地目は田、面積は208㎡、外1筆、計2筆で合計面積247㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は1,671㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、資料は11です。

12番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町有瀬字ワサダ2番1、地目は畑、面積は110㎡、外2筆、計3筆で合計面積541㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は207㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は農家創設、資料は12で総額宅地込みで1,000,000円です。

農家創設となっておりますけど、一応先代さんのところに農地があったんですが、非耕作っていうか耕作がもうできん状況で、改めて息子さんの代で新しいところ取得するということで農家創設っていう形で申請がなされてます。以上です。

議長 はい、以上、議案第1号について説明がありましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。皆さん方からご質問何かありませんか。  
はい、依光委員。

推進委員(3番) ■■■■■が買われた経営規模拡大、中身わかります。何を、まあ生姜をやりた  
いろいろけんど、内容わかりません。


事務局 そうですね、総じてそのいわゆるよく作られてる生姜、とまあ水稲もされて  
るところあるみたいですけども、主は生姜ということで聞いております。

推進委員(3番) もう8年から10年位前から、何とか探してくれあって、前の■■■課長に言  
われてやってましたけど、■■■さん知ってると思いますけど、その方が作り  
よって、頑として売らんと売らんというかあたっちゅうきいかんと、今回新  
しいすごい展開で松本が3件くらい、みな規模拡大になちゅうがですけど。■■  
■■■はわかりますけど、■■■さんも分らんこともないけんど、もしようやら  
ん、ようやらんということはないけど、大変やったら僕が手伝うちゃらえとい  
う話で、まあ、うちの松本としても放棄地とか、そういうのは僕らもあって  
困るということでまあ色々と運動してましたけど、この■■■さんの分も弁護士  
と何回も話をして1筆は去年売れましたけど、ここが大きい筆でなかなか苦労  
しよったですけど、びっくりする人が買うてくれたいき、まあ何とか手伝うてや  
らなあいかんかなと思うけんど。たぶん■■■さんはまだ何をするか、米にする  
か野菜にするか、わかってないだろうと思いますけど。ただその四つ角、へん  
ろ石の大きな四つ角やき、大きい建物、ハウスを建てたいって昔言いよったで  
すけどね。あんまり大きい建物を建てられるとそこにいつつも四つ角に白パイ  
が待機しちゅうがですよ。そんなこともあってね、まあ1回、■■■さんとも  
話をしたいと思うけんど。まあ体制が変わっちゅうきね、僕らが最初におう  
た、あそこへ松本へ会社が出来た時とはね、状況がだいぶ違くてメンバーも変


閉会 (14時01分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長

原 心一 

署名人

五百蔵 純太 

署名人

阿脇 義人 